

平成25年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成25年12月11日(水)午後1時10分

2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室

3 委員の出欠

■ 学識経験者(五十音順・敬称略)

西田靖子(福岡家事調停協会会長)(出), 瀧上昌敏(福岡県警察本部生活安全部長)(出), 松井隆明(福岡県精神科病院協会参与)(出), 松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出), 森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(欠), 安河内肇(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部長)(出), 山口孝志(福岡矯正管区第三部長)(出), 山本裕子(西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授)(出), 吉塚育史(読売新聞西部本社編集局次長)(出)

■ 弁護士

久保井撰(出), 迫田登紀子(出)

■ 検察官

秋山仁美(出)

■ 裁判官

木村元昭(委員長)(出), 林田宗一(出), 新海寿加子(出)

4 事務担当者

永田事務局長, 荒金首席家庭裁判所調査官, 秋吉家事首席書記官, 村本少年首席書記官, 竹下次席家庭裁判所調査官, 矢田少年次席書記官, 立花主任家庭裁判所調査官, 三井総務課長

5 テーマ

少年事件の再非行防止に向けた取組について

6 議事概要

(1) 開会

(2) 新任委員自己紹介

- (3) 委員長代理あいさつ（松崎委員長代理）
- (4) 委員長選任
委員の互選により，木村元昭家裁所長が委員長に選任された。
- (5) 委員長あいさつ
- (6) 協議（発言者の略記 ○：委員，◇：事務担当者）

ア 家庭裁判所における広報活動について

総務課長から前回（6月25日）家裁委員会以降の広報活動について，10月30日（水）に実施した見学会（ナイトツアー）の改善点等を中心に説明し，また，家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の職種・職務についての広報状況についても説明を行った。

イ 少年事件の再非行防止に向けた取組について

少年次席書記官から少年事件の手続の流れ，最近の少年非行の現状及び特徴について，主任家裁調査官から再非行防止に向けた家裁調査官の取組を説明し，教育的措置や補導委託を中心に意見交換を行った。

α 再非行の現状及び特徴について

- 中学卒業又は18歳前後というタイミングで社会適応するチャンスを生かすことが再非行抑止につながるということだが，具体的に「チャンスを生かすタイミング」とはどういう場面か。
- ◇ 15歳や18歳の進路選択する時期に再非行率が高まっている。その時期に進学や就職をしたり，車の免許を取るといった社会的責任を負えたりするかが再非行のあるなしに大きく関わってくる。就職が一番大きい。
- 大人の再犯の場合だと，知的障害や発達障害を抱えた人が社会に適応できず犯罪を繰り返すケースを，福祉の制度の中で更生させようという動きがあり，マスコミでの取材テーマの一つになっており，子どもの場合も，そのような障害が非行につながるケースもあるのではないか。
- ◇ 非行のメカニズムを考える枠組みとしてBPSモデルを紹介したが，社会的要因や心理的要因だけでなく疾病等の身体的要因も常に考えて非行分析を行っている。その結果を踏まえて，試験観察中の教育的措置を考え，

再非行の防止につなげようとしている。

- B P Sモデルの説明で、生物学的要因として、知的障害等の障害を例示されているが、障害種別を削除し、様々な体調とか疾病と表現した方が一般の方に説明される場合には相当であると思う。

◇ 早速、検討させていただきたい。

- 子どもを補導した時にタバコを持っており、それを契機に、その子どもの親が未成年者に対して喫煙を助長した罪で書類送致されるケースが、福岡県は多い。親が子どもの喫煙を見て見ぬふりしたり、親が子どもにタバコを買い与えたりしており、そういう事件の場合、親子を呼んで指導し、環境を変えようと努力して貢献したいと常に思っている。また、子どもの事件を扱う場合、前歴が多い子どもに、最初に家裁に呼ばれた時に、どんな話を聞いたか、保護者も呼ばれたか尋ねても、ほとんどの子どもが忘れていて、記憶に残っていない。最初が肝心と強く感じている。一部の少年が非行を繰り返すため、事件は減少していても再犯者率が高いとのことなので、再非行を防止するためには、初犯時の対応が大切だと感じた。

b 教育的措置について

- 福岡家裁は、教育的措置が多くて、感心した。最高裁などからプログラムが下りてくるのか。
- ◇ 最高裁からの指示ではなく、現場の家裁の活動の蓄積である。他の家裁や警察、保護観察所の取組も参考にしている。また、老人福祉施設でのボランティア活動などは、調停委員から紹介されることもある。
- 福岡少年友の会という、少年の立ち直りを支援する組織があり、約300人程度の会員の内3分の1程度は家事調停委員が占めている。清掃や使用済み切手の整理など、地道なボランティア活動を少年や少年の保護者とともにやっている。

c 補導委託について

- 補導委託される期間は、試験観察中のみか。
- ◇ 補導委託できるのは、審判が出るまでで、4～6ヶ月位。働きながら委

託先の家庭で生活習慣を身に付けさせることがメインである。技術習得を主たる目的にはしていない。まれに、そのまま委託先に就職することもある。

- 若年者の委託先が少ないとのことだが、中学校の不登校の子どもの委託はどうするのか。
- ◇ 現在、若年者の委託施設がないので、在宅試験観察をしながら、少年友会の学生ボランティアに学習活動をしてもらったり、友達活動で、お兄さんお姉さん代わりをしてもらって、健全な考えや生活習慣を身に付けさせている。中学校を卒業していれば、補導委託もできるが、15、6歳では、法規制も有り、できる仕事も限られている。中学生の補導委託は、原則していない。
- 補導委託先での少年の態度は、審判の処分結果に影響するのか。
- ◇ 試験観察中の本人の取組や生活態度も含めトータルで裁判官が処分を判断している。
- 補導委託先で、本当に自分が悪いことをしたと反省する子ども、反省しない子ども、反省したふりをする子どもがいるので、その見分けが大事だと思う。薬物等で病院に来る人は、良くなった振りをして退院し、また警察に捕まる。同じことを繰り返す。少年の再非行もそれと同じだと思う。

d 補導委託先や就労体験の短期委託先の開拓について

- 弁護士会では、少年事件を担当している弁護士が中心となって、非行少年を雇ってもいいという県内の雇用主のグループを作り、保護観察になる少年たちを雇用してもらっている。この雇用先を、家裁の教育的措置の一環として組み込んでいくことができないか、検討の余地があるのではないかと思う。
- 補導委託では、以前に比べ、協力してくれる雇用主が増えている実感がある。親の問題があっても、子どもの中には、更生する萌芽を感じることも多い。委託先の業種について一概には言えないが、動物や植物のように命あるものを育てる仕事もいいのではないかと思う。

- 補導委託先として、手を挙げる人がいたら、具体的手続はどうなるのか。
- ◇ 当庁少年調査官室の企画調整班に連絡をいただければ、候補先を訪問し、雇用主の方と面談し、双方の希望が折り合えば、委託先として登録を行うことになる。登録前に、試験的に少年を預かってもらう場合もある。

e 少年の保護者に対する取組について

- 少年に対する取組は大事だが、保護者に対する取組についても紹介していただきたい。
- ◇ 親子ハイクは、親が普段目にしていない子どもの姿を見たり、自身の養育態度を振り返るいい機会となっている。切手整理活動は、親子で地道に作業しながら会話することで、親子関係の調整につながっている。整理した切手は、使用済み切手を収集している団体に寄付しており、自分たちの作業が社会に役立っていると少年が考えるきっかけにもなっている。また、家裁調査官が保護者を調査するときに、適時指導を行っている。
- 少年事件の取材を通じて、家庭の問題が非常に大きかった印象が強い。家庭の問題を解決しなければ少年の立ち直りは難しいと思っているが、家裁の教育的措置には、親に対するプログラムが意外と少ないと感じた。
- 補導委託をしても、親（家庭）に問題がある場合、親のケアをしなければ親子関係の修復や子ども自身の問題解決にならないのではないのか。親のケアも家裁の守備範囲なのか。
- ◇ 家裁調査官は、試験観察中も、家を訪問し少年と保護者に面談し、補導委託先にも少年に会いに行き、保護者とも面談している。家庭に問題があり少年に悪影響があると考えられる場合は、少年を補導委託先に預けている間、保護者と面談し、状況の改善を図ったりもしている。補導委託先から親元に帰すと元の木阿弥となるケースも確かにあり、いい意味で親に見切りを付けることができる少年は、こういう風に生活できるんだと補導委託で得た自信から、その後、住み込み就労を自ら希望する場合もある。
- アルコール依存や薬物依存している保護者に対する支援メニューはあるのか。

- ◇ そのような問題がある保護者に対する系統だったプログラムは家裁にはない。ただし、教育的措置の中に保健指導があり、家裁にいる精神科医や看護師の指導を保護者にも受けてもらうことがある。その指導の場で相談先を紹介することはある。

f 他機関の取組等について

- （福岡県警のサポートセンターの少年に対する立ち直り支援等の活動内容をリーフレットにより紹介）

サポートセンターは、警察署とは異なった場所に設置されている。職員は、電話番号を少年に教えており、24時間親身に対応している。暴力団対策にも力を入れ、少年非行グループの検挙解体の一役を担っている。

- 日頃から非行を犯した少年と関わる機会がないため、警察のサポートセンターの窓口も知らなかったし、家裁の補導委託制度について詳しく聞いたのも初めてであった。子どもも大人もこのような支援を知らない人は多いと思うので、各所の法律講座等で、リーフレット等を配布し、みなさんに知ってもらうことで、その時は必要なくても困った時に何かの役に立つこともあるのではないかと思った。

- 観護措置をとられて鑑別所で生活する少年の付添人の立場で多くの少年事件と関わってきた。その立場で家裁の活動に対する感想だが、今日は、少年に対する教育的措置を中心に説明があったので、親に対するプログラムが少ないとの印象を委員の方は持たれたかもしれない。先に、家裁調査官の仕事で説明されたが、観護措置が執られると、家裁調査官は、全件、社会調査をされるが、必ず早い段階で、家裁で少年の保護者と面談し、親子関係や家庭の状況を聞く中で説諭やアドバイスをされている。その情報は、付添人にも伝えられ、付添人の立場でも家庭にいろいろな働きかけをし、調査官と協議し、よりよい親子関係を築くための活動を行っている。多くのケースでは少年が立ち直る大きなステップになっている。

- 少年審判は、小規模な部屋に保護者も呼んで、関係者しかいない限られた中で行われる。そこで約1時間、主として裁判官と少年が話しをするが、

その中で、裁判官や調査官から保護者への様々な問いかけもある。その問いかけが少年たちのその後の過程、将来の鍵を握っていることが多い。

付添人の立場として、家裁は丁寧に親子関係に関わっていると理解している。

- 少年事件の背景には、家庭問題があり、その背景には貧困や、親の疾病等、社会的要因が大きいと感じている。付添人として関わった事件の多くは、経済的には貧しく、子どもが多く衛生的にも悪い環境の中で養育されており、親も放置状態というケースも多い。さらに親が精神疾患を患っていたりして、そのような環境下で子どもが自尊心を持つことは非常に難しいという場に接することも多く、胸を痛めている。子どもたちの生存権が脅かされている状況があつて非行問題が起きていること、貧困問題に関する問題提起を家裁から発信していただきたい。
- 福祉領域に関わっているが、非行リスク要因として、社会的要因は大きいと感じている。家裁と福祉領域とのつながりを作っていくことが必要なのではと思う。福祉領域でも、高校に進学できなかつたり、家庭監護力が弱くて自立せざるを得ない15歳から20歳までの子どもを、どうサポートしていくかは大きな課題となっている。家裁や弁護士が関わっている子どももサポートできるようつながりが福祉領域ともできてくると、社会全体として子どものサポートができるのではないかと思う。

(7) 次回テーマ

成年後見制度（後見監督）について（仮題）

(8) 次回期日

平成26年6月25日（水）午後1時10分から

（※ 後日、開始時間を午後1時30分に変更。）